

堺市報道提供資料

令和5年11月17日提供

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。 市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
減給 10分の1 6月	市立中学校 校長 (57 歳)	被処分者は、令和5年4月から7月にかけて、所属教職員に対して、複数回にわたり暴言を吐いたり、恫喝したりするなどのパワーハラスメント行為を行った。また、本事案の調査過程において、被処分者が、週休日振替(時間外勤務命令兼実施申請)について事実とは異なる申請をし、不正に取得したこと及び移動中の公用車の車内において、喫煙したことなどが発覚した。	地方公務員法第 32 条 及び第 33 条に違反し、 同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

2 処分日 令和5年11月17日

担 当 課:教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課

問い合わせ先

話:072-228-7438

ファックス: 072-228-7890